平成２３年（フ）第７６４号
千葉市中央区椿森３丁目14番17号
債務者　内藤　芳子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　哲
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４号
千葉県香取市沢976番地134
債務者　日下　栄一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　芳朗
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第２９９号
金沢市四十万町北ル６番地12、従前の住所石川県能美市大浜町井281番地９
債務者　西山　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥毛　美範
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１７０６号
千葉県習志野市香澄１丁目３番８―204号
債務者　三橋　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　紀彦
4　破産債権の届出期間　平成23年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４０号
千葉市若葉区千城台北４丁目２番15号
債務者　和田俊一郎
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４１号
千葉市若葉区千城台北４丁目２番15号
債務者　和田　康子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井原　真吾
4　破産債権の届出期間　平成23年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５４号
千葉県八千代市勝田台２丁目16番地の５　４棟404号
債務者　安東　隆久
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成23年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３２号
千葉県市原市五井中央東２丁目17番地２イーストコート１号館402号室
債務者　塚越麻梨子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真一
4　破産債権の届出期間　平成23年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３６１号
熊本市清水新地５丁目９番２―306号
債務者　松本　憲明
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人大知
4　破産債権の届出期間　平成23年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１７６２号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番９―610号
債務者　清水　正隆
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７６３号
横浜市栄区小菅ケ谷２丁目７番９―610号
債務者　清水　弘雄
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　破産債権の届出期間　平成23年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２７号
静岡県浜松市西区篠原町9508番地の１
債務者　鈴木　智工
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
静岡県浜松市西区篠原町9508番地の１
債務者　鈴木　幹男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　　昭
4　破産債権の届出期間　平成23年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月20日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９９３号
神奈川県茅ヶ崎市今宿360番地３―１―406号
債務者　藤村　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　一真
4　破産債権の届出期間　平成23年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月26日午後３時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７号
千葉県山武郡大網白里町清名幸谷24番地１
債務者　杉山　拓郎
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係